

広島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.2E-2	6.9E-1	2.1E+1	21.5
64	エトフェンプロックス	4.4E+1	1.7E+1	4.2E+1	1.9E+1	120.7
117	テブコナゾール				2.6E+0	2.6
139	トラロメトリン			6.8E+0	1.7E+0	8.5
140	フェンプロパトリン			5.2E+0		5.2
153	テトラメトリン	3.9E+2	2.1E+1	4.1E+2	8.6E-2	823.9
181	ジクロロベンゼン	8.6E+2	4.7E+2			1,324.8
225	トリクロルホン		1.7E+1			16.6
251	フェニトロチオン		3.2E+2	6.2E+0		330.7
252	フェンチオン	9.6E+0	1.3E+2	9.6E+0		149.2
256	デカン酸				2.1E+0	2.1
350	ペルメトリン	8.6E+1	9.6E+1	5.7E+1	4.8E+1	286.8
405	ほう素化合物		2.6E-1	9.9E+1	1.7E+0	100.8
427	カルバリル			3.3E+2		326.0
428	フェノプカルブ			3.3E+1	1.2E+2	156.9
457	ジクロルボス	1.7E+2	1.5E+3			1,629.7
合 計		1.6E+3	2.5E+3	9.9E+2	2.2E+2	5306.1

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等